

相談事業の活動実績とご相談内容等について 平成27年度上期（平成27年4月～9月）

本報告の内容

1. 機構の相談事業と相談会の形態
 2. 賠償を取り巻く状況と相談件数の推移
 3. 福島県内外の相談実績
 4. 相談会における関心事項の推移
 5. 相談場所別に見た相談内容
 6. 具体的な相談内容
- (参考1) 福島県外の住居確保損害相談会
(参考2) 避難元別に見た相談内容

平成27年11月16日

1. 機構の相談事業と相談会の形態

- 原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、平成23年10月以来、福島県内外で巡回型・常設型等の相談事業を実施。
- 福島県内では3つの形態の相談会を展開。福島県外では東京本部での相談のほか、各都道府県の弁護士会と委託契約を締結し、全国体制を整備。
- 中間指針第四次追補(住居確保に係る損害等)発表後の平成26年2月以降、住居確保損害を主なテーマとした説明・相談会を、福島県内外で展開。

東京本部の相談体制

⑥ 対面・電話相談、情報提供

弁護士による電話・対面式の法律相談、および、行政書士が損害賠償の請求・申立て等について、フリーダイヤルで情報を提供。

福島県内の相談会

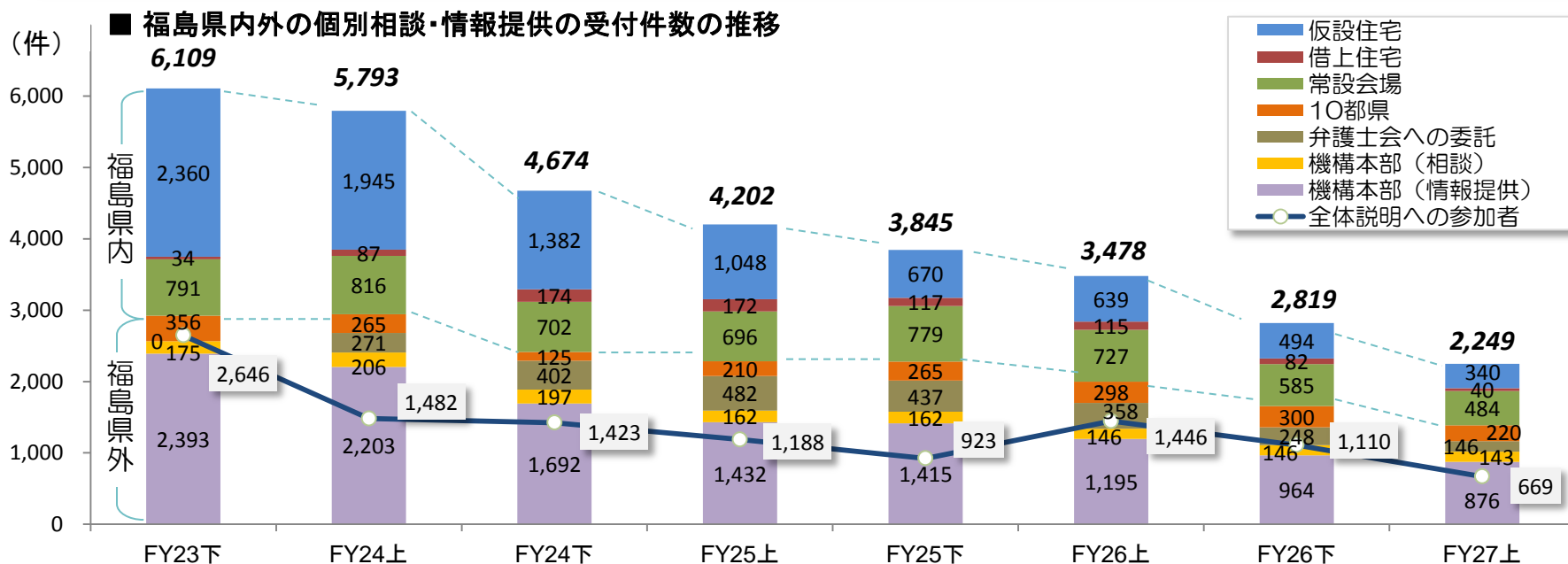
① 仮設住宅巡回相談	弁護士、行政書士、機構スタッフ等が、県内の仮設住宅集会所を順次訪問し、法律相談・説明会を開催。
② 借上住宅等巡回相談	県や自治体等が借り上げた住宅に避難されている方々等を対象に、公共施設等の会場で、説明会・法律相談を実施。
③ 常設相談会	県内主要都市(福島、郡山、いわき、会津若松、白河、南相馬)の公共施設等を会場として、定期的に個別法律相談を実施。

福島県外の相談体制

④ 弁護士会への委託	全国各地の弁護士会と法律相談事業に関する委託契約を締結し、無料法律相談を実施。
⑤ 県外相談会	避難指示区域からの避難者が多い都県を中心として、主に住居確保損害をテーマとした説明会・相談会を実施。山形県では機構発足当初より常設式の相談会を実施。

2. 賠償を取り巻く状況と相談件数の推移

- 指針に基づく新規賠償項目が出揃い、東電による支払が順次行われていること等を背景に、相談・情報提供の受付件数は全般的に減少傾向。
- 福島県内の相談件数: 仮設住宅では機構発足当初に比較して大きく減少。借上住宅等自治会向け相談会も同様に減少。常設相談会は26年上期まで一定水準を維持したが、その後減少。
- 福島県外の状況: 機構本部(東京)での相談は一定数を維持、情報提供は減少。弁護士会への委託相談は25年上期をピークに減少。



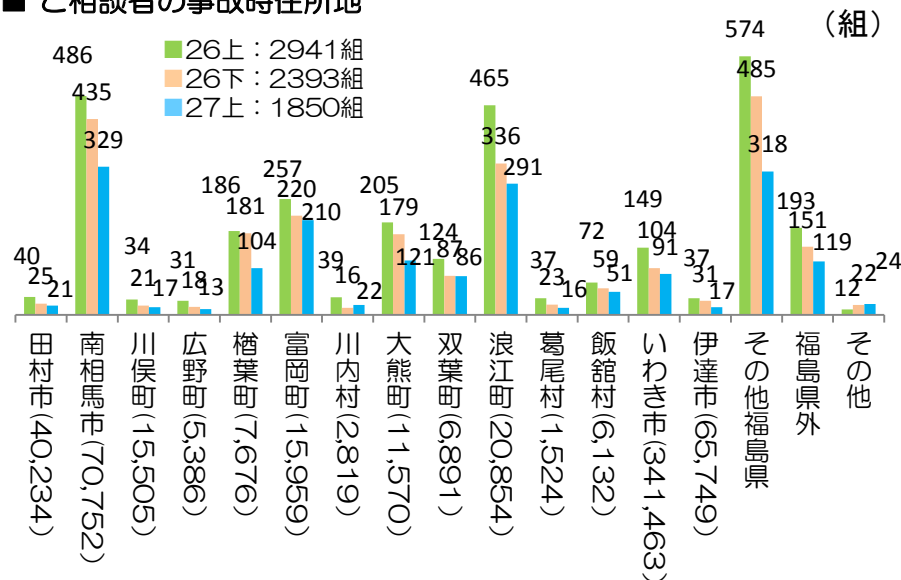
3. 福島県内外の相談実績(平成27年度上期)

- 福島県内、県外共に、相談件数は前年同期に比して大幅に下回っているが、一方で、
 - ①住居確保損害相談会(計12回開催、全体説明会436名、個別相談174組が参加)
 - ②機構本部(東京)の対面・電話相談(毎週2回開催)
 は、前年と同水準で推移(住居確保損害相談会の参加状況:26年度(全体説明38.3名/回、個別相談14.6組/回)→27上(同36.3名/回、同14.5組/回)
- 各市町村とも全般に減少傾向であるが、避難指示区域の人口に応じて南相馬市、浪江町、富岡町のご相談者が多い。

■ 平成27年度上期の相談・情報提供の状況

機構の相談等の受付件数		27上	(26上)	23年～累計
福島県内	仮設住宅(162か所)	340	639	8,878
	借上住宅等(39か所)	40	115	821
	常設会場(福島,郡山,いわき,会津若松,白河,南相馬)	484	727	5,580
	小計	864	1,481	15,279
福島県外	住居確保損害相談会(東京,埼玉等9都県)および山形県常設相談会	220	298	2,039
	各都道府県弁護士会への委託	146	358	2,344
	機構本部(東京)	24/119	20/126	207/1,130
	対面相談/電話相談 情報提供	876	1,195	12,170
	小計	1,385	1,997	17,890
合計		2,249	3,478	33,169

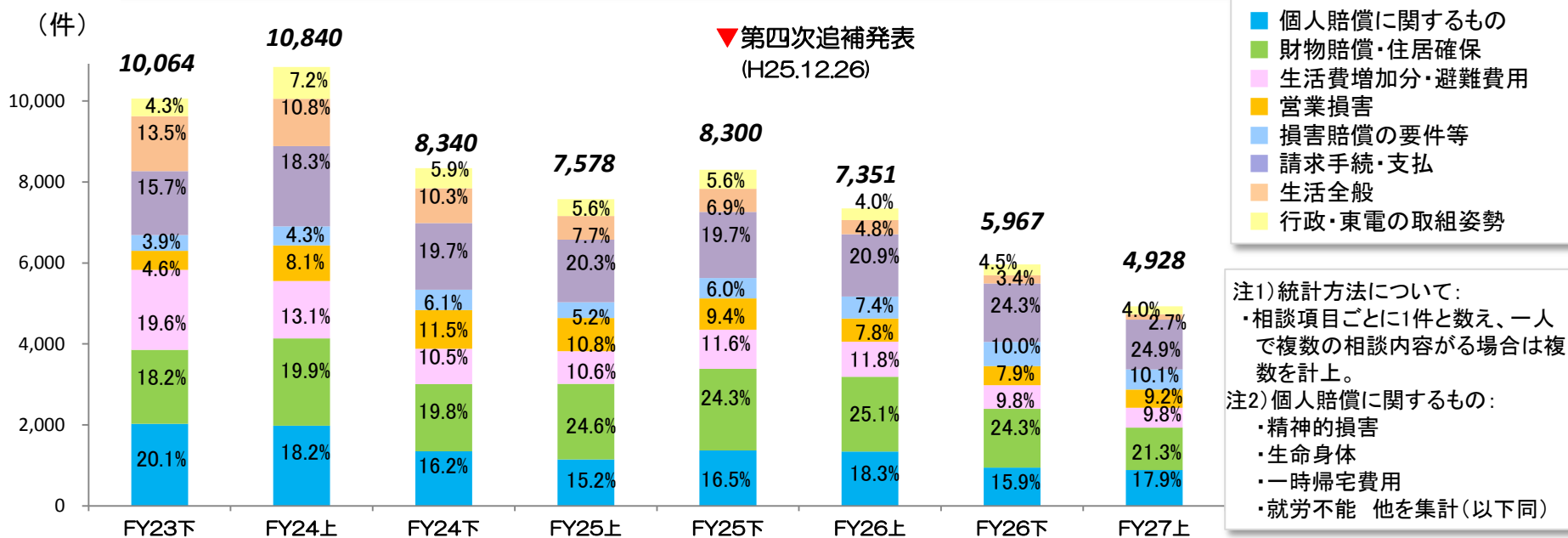
■ ご相談者の事故時住所地



※()内の数値は23年3月1日の人口(出所:福島県HP)

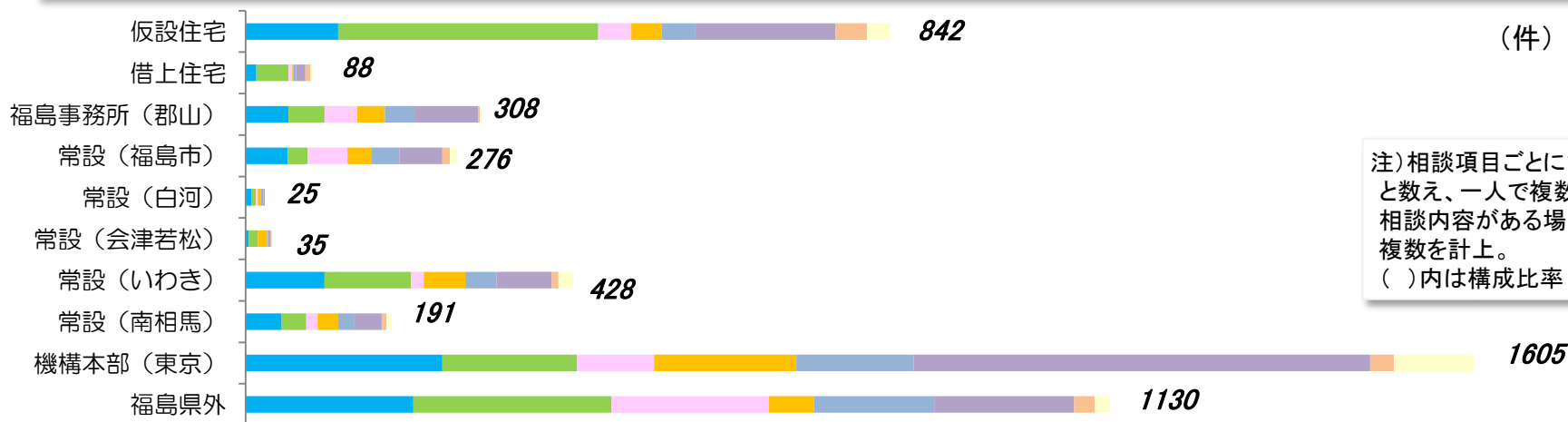
4. 相談会における関心事項の推移

- 相談内容を分類すると、「請求手続・支払」「財物・住居確保」「個人賠償」の順で高い比率で推移。
- 財物・住居確保の相談は、全体の2割強で推移しているが、その中でも住居確保損害は、請求書の受付が開始された26年度上期以降、相対的に高い関心を維持している。
(26上(333件/4.5%)、26下(518件/8.7%)、27上(379件/7.4%))
- 「請求手続・支払」の比率は上昇しており、東電による支払いが進む一方で、東電への直接請求(請求が認められず納得いかない)等を中心とした相談の割合が増加している。



5. 相談場所別に見た相談内容(平成27年度上期)

- 仮設住宅・借上住宅向け相談会では、財物・住居確保損害に関する相談が多数あり、今後の生活再建に向けて非常に高い関心が寄せられている。
- 福島市、郡山市の常設会場では、請求が認められず納得いかない等の請求手続・支払に関する相談が多数。いわき市常設は財物・住居確保の他に、就労不能損害等の個人賠償に関する相談が多数。南相馬市常設も就労不能損害等の相談が増加。
- 福島県外の相談は各項目全般的。機構本部(東京)は請求手続・支払に関するものが最多。



注) 相談項目ごとに1件と数え、一人で複数の相談内容がある場合は複数計上。
()内は構成比率

	個人賠償	財物・住居確保	生活費増加等	営業損害	損害賠償の要件	請求手続・支払	生活全般	行政・東電の取組姿勢	合計
仮設住宅	121(14.4)	340(40.4)	43(5.1)	40(4.8)	44(5.2)	183(21.7)	41(4.9)	30(3.6)	842(100)
借上住宅	14(15.9)	42(47.7)	5(5.7)	2(2.3)	3(3.4)	12(13.6)	7(8.0)	3(3.4)	88(100)
福島事務所(郡山)	56(18.2)	47(15.3)	43(14.0)	36(11.7)	40(13.0)	82(26.6)	2(0.6)	2(0.6)	308(100)
常設(福島市)	55(19.9)	26(9.4)	52(18.8)	32(11.6)	36(13.0)	56(20.3)	10(3.6)	9(3.3)	276(100)
常設(白河)	8(32.0)	5(20.0)	3(12.0)	4(16.0)	3(12.0)	2(8.0)	0(0.0)	0(0.0)	25(100)
常設(会津若松)	4(11.4)	12(34.3)	0(0.0)	12(34.3)	1(2.9)	4(11.4)	1(2.9)	1(2.9)	35(100)
常設(いわき)	103(24.1)	113(26.4)	17(4.0)	54(12.6)	41(9.6)	72(16.8)	9(2.1)	19(4.4)	428(100)
常設(南相馬)	47(24.6)	32(16.8)	15(7.9)	27(14.1)	21(11.0)	36(18.8)	6(3.1)	7(3.7)	191(100)
機構本部(東京)	257(16.0)	176(11.0)	101(6.3)	186(11.6)	153(9.5)	597(37.2)	31(1.9)	104(6.5)	1605(100)
福島県外	219(19.4)	259(22.9)	206(18.2)	59(5.2)	157(13.9)	183(16.2)	27(2.4)	20(1.8)	1130(100)

6-1. 具体的な相談内容 (個人賠償、生活費増分・避難費用)

■ ご相談内容の分類

	FY27上 件数(%)	FY26上 件数(%)	26年度累計 件数(%)
1. 損害賠償の内容に関するもの	3372(68)	5170(70)	9219(69)
(1)個人賠償に関するもの	777(16)	1170(16)	1990(15)
(2)財物賠償・住居確保損害	1052(21)	1846(25)	3297(25)
(3)生活費増加分・避難費用	485(10)	865(12)	1451(11)
(4)営業損害	452(9)	572(8)	1041(8)
(5)損害賠償の要件等	499(10)	544(7)	1141(9)
(6)その他	107(2)	173(2)	299(2)
2. 請求手続・支払関係	1227(25)	1537(21)	2984(22)
3. 生活全般関係	134(3)	353(5)	554(4)
4. 行政・東電の取組姿勢	195(4)	291(4)	561(4)
合計	4928(100)	7351(100)	13318(100)

注)個人賠償に関するもの:

- ・精神的損害
- ・生命身体
- ・一時帰宅費用
- ・就労不能
- ・その他

1.(1)の主な内訳	FY27上	FY26上	26上下
精神的損害	223	403	648
就労不能損害	297	325	561
生命・身体的損害	179	252	420
除染・検査費用	64	146	285
一時立入・帰宅費用	14	44	76

■ 具体的なご相談事項

- ・就労不能に伴う損害を賠償してほしい(258)
- ・個別の精神的苦痛を踏まえた賠償をしてほしい(186)
- ・避難中に発症した疾病の医療費等を賠償してほしい(93)
- ・自主的に行った除染費用を賠償してほしい(48) 等

1.(3)の主な内訳	FY27上	FY26上	26上下
交通費等	149	315	522
避難生活、二重生活等	146	237	404
生活用品	51	94	156

■ 具体的なご相談事項

- ・避難生活・二重生活の生活費増加分を賠償してほしい(119)
- ・避難のための引越費用を賠償してほしい(91)
- ・避難のために増加した交通費を賠償してほしい(27) 等

※具体的なご相談事項の()内は27上の件数

6⁻². 具体的な相談内容 (財物賠償・住居確保損害)

■ ご相談内容の分類

	FY27上 件数(%)	FY26上 件数(%)	26年度累計 件数(%)
1. 損害賠償の内容に関するもの	3372(68)	5170(70)	9219(69)
(1)個人賠償に関するもの	777(16)	1170(16)	1990(15)
(2)財物賠償・住居確保損害	1052(21)	1846(25)	3297(25)
(3)生活費増加分・避難費用	485(10)	865(12)	1451(11)
(4)営業損害	452(9)	572(8)	1041(8)
(5)損害賠償の要件等	499(10)	544(7)	1141(9)
(6)その他	107(2)	173(2)	299(2)
2. 請求手続・支払関係	1227(25)	1537(21)	2984(22)
3. 生活全般関係	134(3)	353(5)	554(4)
4. 行政・東電の取組姿勢	195(4)	291(4)	561(4)
合計	4928(100)	7351(100)	13318(100)

1.(2)の主な内訳	FY27上	FY26上	26上下
居住用不動産	169	579	890
住居確保損害	379	333	851
家財	191	246	421
不動産に付随する要望	87	234	376
田畑・山林等	100	109	245
営業用(償却)資産	56	183	237
登記が不完全な不動産	62	111	193
ローン	3	19	37

■ 具体的なご相談事項

- －住居確保損害
 - ・制度内容について知りたい(313)
 - ・対象者に該当するか知りたい(50)
- －宅地建物・借地権
 - ・宅地建物の価値喪失分を賠償してほしい(131)
 - ・移転登記未了の不動産を賠償してほしい(34)
 - ・定型評価に基づく賠償は低すぎる(26)
 - ・課税情報と登記情報が異なる場合は現況に即して賠償してほしい(33)
- －家財
 - ・家財道具を賠償してほしい(71)
 - ・高額な家財など個別事情を勘案してほしい(116) 等

※具体的なご相談事項の()内は27上の件数

6⁻³. 具体的な相談内容 (営業損害、損害賠償等の要件)

■ ご相談内容の分類

	FY27上 件数(%)	FY26上 件数(%)	26年度累計 件数(%)
1. 損害賠償の内容に関するもの	3372(68)	5170(70)	9219(69)
(1)個人賠償に関するもの	777(16)	1170(16)	1990(15)
(2)財物賠償・住居確保損害	1052(21)	1846(25)	3297(25)
(3)生活費増加分・避難費用	485(10)	865(12)	1451(11)
(4)営業損害	452(9)	572(8)	1041(8)
(5)損害賠償の要件等	499(10)	544(7)	1141(9)
(6)その他	107(2)	173(2)	299(2)
2. 請求手続・支払関係	1227(25)	1537(21)	2984(22)
3. 生活全般関係	134(3)	353(5)	554(4)
4. 行政・東電の取組姿勢	195(4)	291(4)	561(4)
合計	4928(100)	7351(100)	13318(100)

1.(4)の主な内訳

	FY27上	FY26上	26上下
販売・飲食・サービス等	213	249	453
農林水産	53	95	164
不動産賃貸	28	39	71
製造	15	26	45
観光	16	14	28

■ 具体的なご相談事項

- ・逸失利益を賠償してほしい: 販売・飲食等のサービス業(149)、農林水産業(34)、不動産賃貸業(23)等
- ・風評被害を賠償してほしい: 販売・飲食等のサービス業(42)、農林水産業(11)、観光(6)等
- ・証憑が無い場合も賠償してほしい(14)
- ・変動費の算定方法に納得いかない(33)

1.(5)の主な内訳

	FY27上	FY26上	26上下
自主的避難	201	226	545
賠償の終期	252	211	423
対象者要件	46	107	173

■ 具体的なご相談事項

- ・賠償打切が不安、納得いかない(95)
- ・旧緊急時避難準備区域等の賠償打切は納得いかない(33)
- ・事故時に県外にいたが自宅が避難等対象区域にあるので賠償してほしい(21)
- ・避難等対象区域に住居票は無いが生活実態があるので賠償してほしい(13)等

※具体的なご相談事項の()内は27上の件数

6-4. 具体的な相談内容 (請求手続・支払、生活全般、行政・東電の取組姿勢)

■ ご相談内容の分類

	FY27上 件数(%)	FY26上 件数(%)	26年度累計 件数(%)
1. 損害賠償の内容に関するもの	3372(68)	5170(70)	9219(69)
(1)個人賠償に関するもの	777(16)	1170(16)	1990(15)
(2)財物賠償・住居確保損害	1052(21)	1846(25)	3297(25)
(3)生活費増加分・避難費用	485(10)	865(12)	1451(11)
(4)営業損害	452(9)	572(8)	1041(8)
(5)損害賠償の要件等	499(10)	544(7)	1141(9)
(6)その他	107(2)	173(2)	299(2)
2. 請求手続・支払関係	1227(25)	1537(21)	2984(22)
3. 生活全般関係	134(3)	353(5)	554(4)
4. 行政・東電の取組姿勢	195(4)	291(4)	561(4)
合計	4928(100)	7351(100)	13318(100)

2、3、4の主な内訳	FY27上	FY26上	26上下
和解仲介	384	531	1017
東電への直接請求	444	489	1003
請求全般	295	335	659
東電の対応	97	173	288
除染・廃棄物	32	84	125
帰還・復興	21	84	121
仮設住宅・借上住宅	28	80	119
健康	18	56	75
情報提供の要望	73	55	166
対象区域に関する相談	32	94	136

■ 具体的なご相談事項

一 請求手続・支払関係

- ・和解仲介の申立方法等を教えてほしい(291)
- ・請求方法全般について教えてほしい(239)
- ・東電請求書がわかりにくい・不親切・書き方を知りたい(129)
- ・拒否理由、減額内容に納得いかない(168)
- ・東電の対応が不誠実(47)

一 生活全般

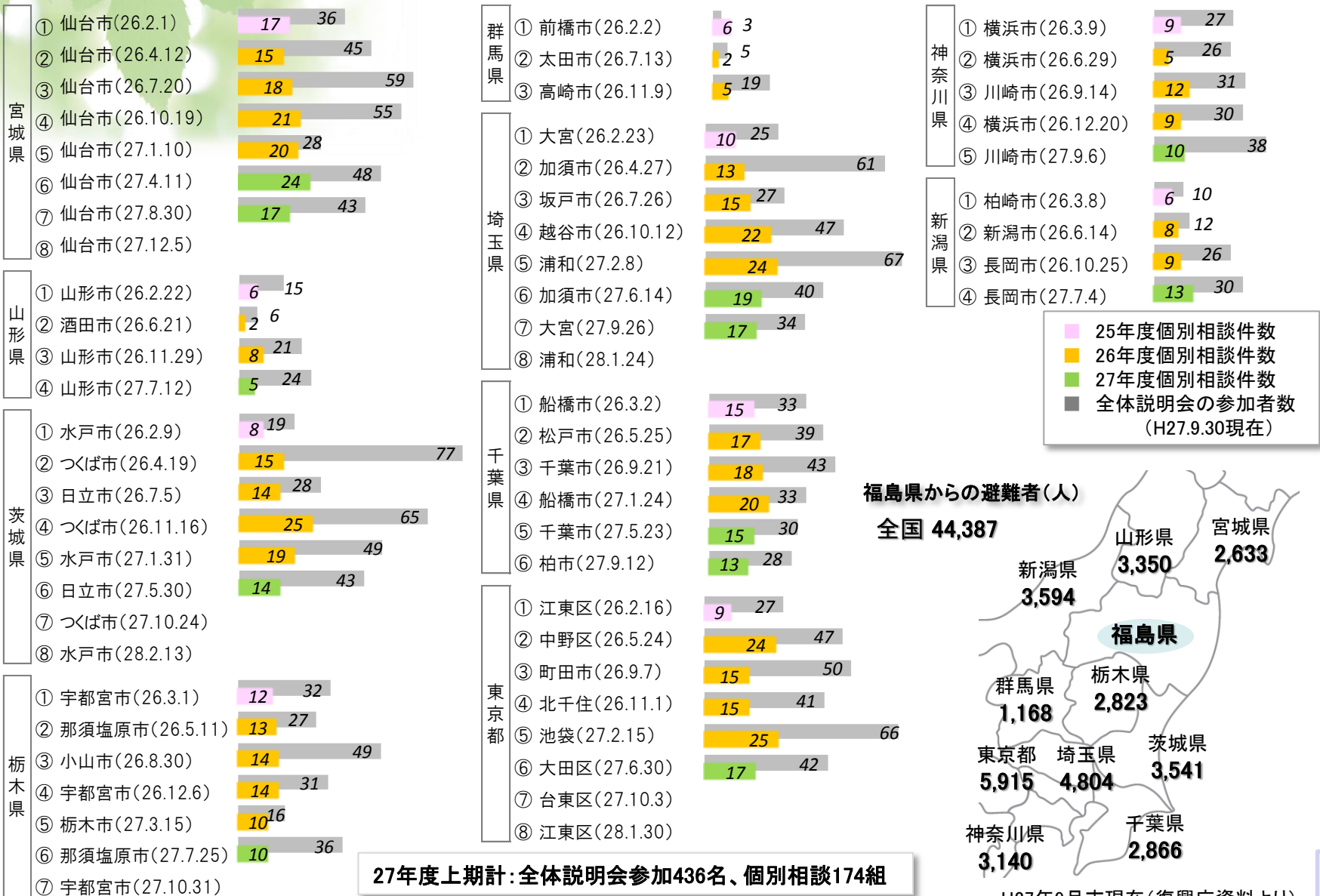
- ・故郷へ早く帰還させてほしい(8)
- ・除染を早期に完了してほしい(9)

一 行政・東電の取組姿勢

- ・相談会の開催、賠償基準について教えてほしい(51)
- ・区域による賠償の差を設けず一律に賠償してほしい(13)

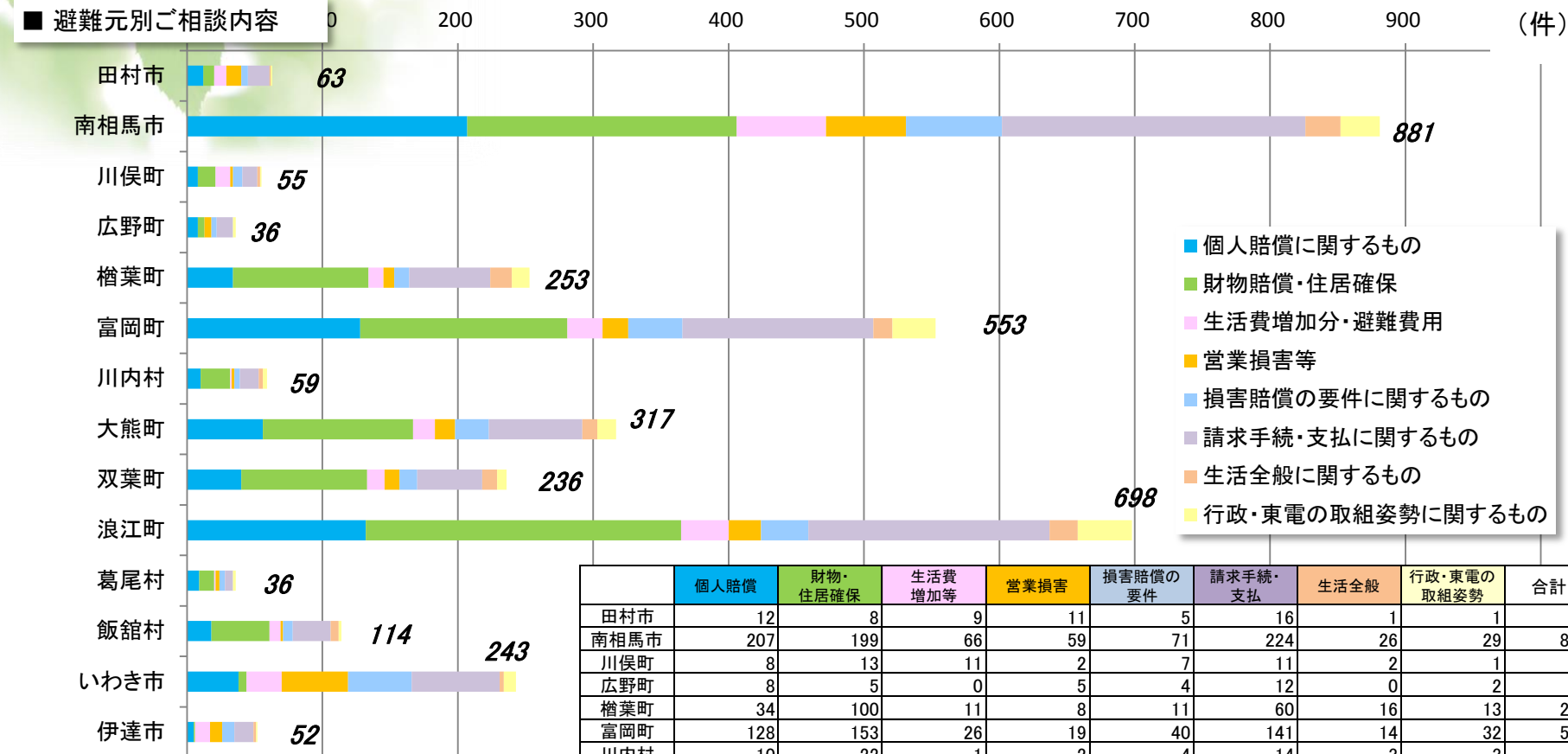
※具体的なご相談事項の()内は27上の件数

(参考1) 住居確保損害をテーマとした福島県外の相談会



(参考2) 避難元別に見た相談内容(平成27年度上期)

■ 避難元別ご相談内容



	個人賠償	財物・ 住居確保	生活費 増加等	営業損害	損害賠償の 要件	請求手続・ 支払	生活全般	行政・東電の 取組姿勢	合計
田村市	12	8	9	11	5	16	1	1	63
南相馬市	207	199	66	59	71	224	26	29	881
川俣町	8	13	11	2	7	11	2	1	55
広野町	8	5	0	5	4	12	0	2	36
楢葉町	34	100	11	8	11	60	16	13	253
富岡町	128	153	26	19	40	141	14	32	553
川内村	10	22	1	2	4	14	3	3	59
大熊町	56	111	16	15	25	69	11	14	317
双葉町	40	93	13	11	13	48	11	7	236
浪江町	132	233	35	24	35	178	21	40	698
葛尾村	9	11	1	3	4	6	0	2	36
飯館村	18	43	8	2	7	28	6	2	114
いわき市	38	6	26	49	47	65	3	9	243
伊達市	5	1	11	9	9	14	2	1	52